

報道発表

平成 22 年 3 月 18 日

内閣府
財務省

「法人企業景気予測調査」の公表日等の見直しを行います

内閣府と財務省で四半期毎に実施している「法人企業景気予測調査」(以下、「本調査」という。)について、利用者利便の向上等を目的として、平成 22 年 4 - 6 月期調査から、以下のような見直しを行います。

1. 公表の早期化

本調査の公表日については、現在 6, 9, 12, 3 月の下旬としていますが、利用者利便の向上等を図るため、これを以下のとおり 10 日から 2 週間程度早期化することとします。

また、公表の早期化を実施するため、調査時点についても 10 日繰り上げることとします。

調査期	見直し後		現行	
	調査時点	公表日	調査時点	公表日
4 - 6 月期調査	5 月 15 日	6 月 15 日前後	5 月 25 日	6 月下旬
7 - 9 月期調査	8 月 15 日	9 月 10 日前後	8 月 25 日	9 月下旬
10 - 12 月期調査	11 月 15 日	12 月 10 日前後	11 月 25 日	12 月下旬
1 - 3 月期調査	2 月 15 日	3 月 15 日前後	2 月 25 日	3 月下旬

2. 「金融業、保険業」の母集団名簿の変更による標本法人数の増加

本調査の「金融業、保険業」の母集団情報については、これまで「事業所・企業統計調査」名簿を使用していましたが、「法人企業統計調査」が平成 20 年 4 - 6 月期調査から「金融業、保険業」についても調査対象としたことから、これを「法人企業統計調査」名簿に変更します。これにより、母集団情報が統一化され、「法人企業統計調査」との接続性・親和性が一層向上するものと考えています。

また、これに伴い標本法人数及び母集団法人数が増加することとなります。

【添付資料】 「金融業、保険業」の標本法人数等

連絡先

内閣府経済社会総合研究所景気統計部 Tel.03-3581-0534 (ダイヤル)
財務省財務総合政策研究所調査統計部 Tel.03-3581-4111 (内線) 5163、5327

「金融業、保険業」の標本法人数等

(標本法人数)

	見直し後	現行
金融業、保険業	約1,200	約500

【参考】

(母集団法人数のイメージ)

	見直し後 ¹	現行 ²
銀行業	645	148
銀行	148	148
信用金庫	280	-
信用組合	137	-
信用農業協同組合	37	-
信用漁業協同組合	29	-
労働金庫	14	-
貸金業等	747	284
金融商品取引業	271	226
その他の金商	575	298
生命保険業	40	37
損害保険業	30	16
その他の保険業	239	105
合計	2,547	1,114

1 「四半期別法人企業統計調査」の平成21年度標本抽出時の法人数

2 「法人企業景気予測調査」の平成21年度標本抽出時の法人数